

**令和6年度プロスポーツチームと連携したアクセラレータープログラム
実施運営業務委託企画提案募集要領**

1 趣旨

この要領は、令和6年度プロスポーツチームと連携したアクセラレータープログラム実施運営業務を実施するにあたり、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者に業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で実施するものである。

2 業務概要

- (1) 事業名：令和6年度プロスポーツチームと連携したアクセラレータープログラム実施運営業務委託
- (2) 業務内容：別紙「令和6年度プロスポーツチームと連携したアクセラレータープログラム実施運営業務委託仕様書」のとおり。
※当該仕様書の内容については、契約後予算の範囲内で変更できるものとする。
- (3) 契約期間：契約日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 契約限度額：10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
※限度額を超えた者は失格とする。

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 過去3年間に、民間企業又は官公庁の発注する本業務と同等又は類似した業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 本業務の遂行に必要な組織、人員を確保することが可能であること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有すること。
- (5) 直近1年において、国税又は地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律86号）による特別精算開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 破産法（平成16年法律75号）による破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (10) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	部数	備考
参加表明書 (様式第1号)	1部	
業務計画書 (様式第2号)	7部※	・企画提案書のポイントをまとめること。
企画提案 説明資料 (任意様式)	7部※	・A4版用紙片面20ページ以内で作成すること。ただし、A3折り込み可能。 ・ページ番号を入れること。
業務実績	1部	・本業務と同等又は類似した業務を履行した実績がわかる資料（3件を上限とする）。契約書の写し、仕様書等を添付すること。
見積書	1部	・任意様式で提出すること。 ・業務内容（事業費、一般管理費等）ごと内訳がわかるよう、積算内訳を添付すること。
会社概要	1部	・パンフレット等の会社概要がわかるものを提出すること。

※正本1部、副本6部とし、副本には提案者が特定できるものを記載しないこと。

(2) 提出先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館11階
静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ政策課

(3) 提出期限

- ・参加表明書

令和6年4月25日（木）正午必着

提出は、Eメール、郵送又は持参によること。Eメールの場合は、送付したのち、受領状況を電話にて確認すること。郵送の場合は、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

持参の場合は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から1時までの間を除く）とし、令和6年4月25日（木）は正午までとする。

・参加表明書以外

令和6年5月7日（火）正午必着

提出は、郵送又は持参によること。郵送の場合は、書留など発送・配達の確認できる方法によること。持参の場合は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から1時までの間を除く）とし、令和6年5月7日（火）は正午までとする。

5 企画提案書に記載する事項

- (1) 提案のコンセプトや基本的な考え方
- (2) 実施体制
- (3) 仕様書5（1）から（6）に記載の各業務に係る企画運営の具体的内容
- (4) 本業務に類似した過去の受託実績（発注者（開示可能な範囲）、件名、概要、契約金額、履行期間等）

6 様式等の入手方法

静岡県ホームページ「スポーツ政策課からのお知らせ」から取得すること。

URL：<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002057/1041007/1018262.html>

7 本募集要領等に対する質問

本業務に関して質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出することとし、Eメールにて送信の上、その旨を電話で連絡すること。

(1) 受付期間

令和6年4月18日（木）から令和6年4月25日（木）正午まで

(2) 提出先

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ政策課

メール：sports-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 回答方法

質問と回答を静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ政策課ホームページに掲載する。

(4) その他

Eメールには、担当窓口の部署、担当者名、連絡先等を併記すること。

8 プレゼンテーション

(1) 日時

令和6年5月13日（月）13時30分から

(2) 場所

県庁別館7階第2会議室B

(3) 1者あたりの所要時間

プレゼンテーション 15分程度

質疑応答 10分程度

※集合時間、場所等は、企画提案希望者各者にEメールにて改めて通知する。

※プレゼンは企画提案書のみで行い、追加資料、パソコン等の機材の使用は認めない。

9 審査基準

企画提案書の審査基準概要は以下のとおり

評価項目		評価基準
業務遂行の体制	業務実績	新たなビジネス創出の支援に係る十分な実績を有しているか。
	実施体制	新たなビジネス創出に係る知識や経験を十分に有する人材を配置し、円滑に業務を遂行できる体制となっているか。
	実施計画	実施手順が具体的で、計画を確実に実行できる現実的なスケジュールとなっているか。
業務内容	チームの選定・課題整理	チームの選定や課題整理に向けて、具体的かつ効果的な提案がなされているか。
	協業企業の募集・選定	協業企業の募集方法や選定方法について、提案者の持つノウハウや強みを生かしたものになっているか。
	集中支援プログラムの企画・運営	連携後の課題解決に向けたモデル事業について、具体的な提案がなされているのか。
	成果のとりまとめ	横展開が可能な形でとりまとめを行えるのか。
経費の妥当性	見積金額	委託上限額内で業務内容に見合った適切な見積り金額か。

10 受託候補事業者の特定

(1) 審査基準をもとに選定委員が提出された企画提案書とプレゼンテーションの審査を行い、選定委員会の協議の上、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は辞退者を除くすべての企画提案者に対してEメールで通知する。

(3) 契約方法

選定された委託候補事業者と業務仕様について契約限度額の範囲内で協議を行う。協議が整った場合に当該事業者から見積書を徴収し、内容を精査の上、随意契約による委託業務を締結する。なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議する。

11 その他留意事項

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とする。

- (2) 落札者は、契約額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、静岡県財務規則第55条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 企画提案は1者につき1案とする。
- (4) 審査結果に関する疑義は、一切受け付けない。
- (5) 企画提案に係る一切の経費は提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。また、企画提案書による提案内容は県に帰属する。
- (6) 本業務は必ずしも当該企画提案の内容に沿って行うものではなく、実施にあたっては、提案内容を基に委託者と協議して実施内容を決定する。
- (7) 本契約により制作された制作物の著作権は、原則として委託者に帰属することとし、委託者以外の者が所有する著作権等に係るものを除き、次年度以降も継続する、又は今後実施する他の事業において使用する可能性がある。
- (8) 企画提案内容は、採用された場合に受託者が責任を持って実現できるものとする。なお提案者の事情（調整先を含む）により、提案内容が実施できない場合においては、当該提案にかかる金額を契約額から減額し、変更契約を行う場合がある。

12 スケジュール

- ・令和6年4月18日（木） 募集要領を静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ政策課ホームページにて公告
- ・令和6年4月25日（木） 参加表明書の提出期限・質問受付期限
- ・令和6年5月7日（火） 企画提案書等の提出期限
- ・令和6年5月13日（月） プレゼンテーション

13 問い合わせ先

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL：054-221-2504

FAX：054-221-2980

MAIL：sports-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp